## Philippe Auguste (1180 — 1223) 治下のTournaiのコミューン

水 野 絅 子

#### Ⅰ はじめに ――コミューン特許状の付加及び改定条項

Philippe Auguste の即位(1180)から、コミューン軍が仏王の陣営に参集した Bouvines の戦い(1214)に至る時期のコミューンは、封建的支配者層との関係においても、又コミューン内部においても興味深い変化を示している。この時期コミューンは、地方的平和の維持を軸とした都市領主との相互補完的関係から、王との直接的関係を通してその保護下に諸特権を保障されるということと交換に、「集合領主領」(seigneurie collective)として封建社会再編成過程に組込まれる方向へと向っていく。一方コミューン内部に目を転じると、12世紀末以来特にフランドルさらにブラバン地方の諸都市では、市政役職者の終身制に代って任期一年制(annalité)が普及し、市政機関中枢への参与者の数が急激に増加しているのがみられる。すなわち市政には、従来の極めて限定された層を超えて多様な利害を持つ巾広い有力市民層が関わっているのであり、このような変化は、都市領主との人的結合の弛緩、市民的支配の強化、そして13世紀における都市貴族 (patriciat)の都市支配確立への過渡的段階を示すものと考えられている。

先に紹介した如く、 1188年仏王 Philippe Auguste は Tournai 市民にコミューン特許状を賦与し、Tournai の慣習法を確認すると共に3条項を付加した。更に1211年二度目のコミューン特許状賦与に際して、3条項を改廃している。ところでこれらの付加ないし改廃された条項は、仏王によるコミューン利用の典型の一つである Tournai において、上述の全般的趨勢が如何に現われたかを示し、と同時にコミューン特許状賦与後の都市支配をめぐる王、都市領主たる司教そしてコミューンの複層

した関係を示唆するものである。そこで、本稿では、これらの条項の検討によって、都市貴族支配の絶項期たる13世紀に向う過程でのコミューン主導層の変化を追究し、併せて都市を基盤として錯綜するコミューンと封建的支配者層との関係をも考察したいと考える。

以下改廃された諸条項について見ておく。1188年 Philippe Auguste は 3 条項を特許状末尾に付しているが、まず34条において『ジュレの記録に従って』《ad recordationem juratorum》整理されたTournai市民の既得の諸権利すなわち33条までの慣習法を認め、王の騎士 Dragon de Vileronがその保障の任にあたることを約束している。そしてこのことと引換えに、35条において『余が軍役の為に余のコミューンの兵士達を徴用する時には、Tournaiの人々は軍役の為に十分武装された300人の歩兵を派遣すること…、余が軍隊と共にArrouaiseの方面に来る際は…その場所までもしくはTournai 周辺の川の上流までは余の許に馳せつけること』を要求し、この奉仕をもって『Tournai の人々は(仏王への)その他全ての慣習的賦課から平穏にして自由である』。ことを保証した。更に36条において『都市の政務の為にその意志で鳴らすべき鐘を適当な場所に所有することを認めてい』る。

この1188年の特許状は1195年頃までは保存されていたと見られるがその後消失し、1211年Philippe Auguste は新たに特許状を賦与した。この特許状は次の三点において、1188年のそれと異なっている。すなわち、第一に教会のアジール権を拒否した第25条の廃止。第二に市政機構を規定した第29条が改定され、『Tournaiのコミューンでは30人のジュレが持たるべし。30人のうち1人又は2人又はそれ以上が死亡した場合、死者が指名されたと同一教区において、死者を指名したと同一選挙人electores によってその地位に相応しい者が選ばるべし。そして毎年聖ルスの祭日に新監査人inspectores、新プレヴォ、新ジュレ、新エシュヴァンが選出さるべし』とされている。第三にこれらの条項の保障が『余のバイイによって』と変更されている。

以上の条項からすると、まず1188年においては、法人格としてのコミューンが認められ、その意志決定の象徴ともいえる鐘楼の所有が許可され、このコミューンと王との間には、コミューン既得の諸権利の確認及び諸賦課からの免除と、封臣と同質の軍役奉仕とを条件として相互交換関係が成立している。この関係から、コミューンは都市内において上級裁判権を含む強力な権限の行使を認められたのであるが、1211年になると、王は教会のアジール権を認めるという形でコミューンに譲歩を要求しているのがみられる。その一方、1211年には、その市政機関に《electores》、《inspectores》という新しい役職が出現すると共に、任期一年の選挙制が採用され、より多くのメンバーが市政に参与する可能性が生じ、コミューンの組織はより堅固となった感がある。以下このようなコミューン特許状条項の改廃の根底に潜む要素を探る中から、12世紀末の都市Tournaiを基盤とした諸関係のあり方、更にコミューン主導層の変化を考察していくこととする。

#### Ⅱ 12世紀末 Tournai におけるコミューン,王,司教

コミューン特許状の賦与は、コミューンに、多大な軍役奉仕の要求と 交換に、その旧来の諸権利を王の直接的保護の下に保証することとなっ た。それでは、この両者と都市領主にして王の封臣たる司教との関係は いかに変化したか。

Tournai 司教は898年までにLouis le Pieux, Carloman, Charles le Simple からTournai 城壁内及びその周辺の王のfiscusを与えられ、9世紀末にはそのインムニタースを確立した。そしてこの12世紀末においても、『初代以来の司教は王の手から、権利として高権を受け、土地を保有しており』、又『Dagobertus の祖父たるChilpericus の治世から今日に至るまで、Tournai 司教は仏王から財産として司教都市Tournai を保有しており、諸王はこの都市について忠誠と軍役奉仕以外のいかなるものも要求しなかった』。このように司教は《civitas Tornacenses episcopi》と《fideli-

tas et servicium)の交換によって仏王と封建関係を結んでいる。13世紀の年代記者Philippe Mouskès は司教が10人の騎士の軍役奉仕を負っていると伝えており、『実際にLouis VI治下1119年のIvriの戦いにおいては、Tournai はPéronne、Nesle、Noyon、Lilleの軍と共にBreuteuil包囲に参加している。一方、この司教に対してコミューンは、1146年プレヴォとジュレを通して『畏敬とオマージュを示し』《reverentiam et hommagium exibitentes》ているように、そのvéritable vassale collective であり、上記の司教の軍役を保証していたと思われる。

ところで、Philippe Mouskès は、1187年Philippe AugusteがTournai に来た際に司教は王に『都市を…返還し』《renc…citet》たと述べている。この返還は当時の司教Evrard が『市民は私を領主とはみなしておりません…故に私は陛下に都市をお返し致します』と言っているように、司教がコミューンに対して行使していた諸権限を自主的に放棄したと解釈してよいであろう。そして、このような司教のコミューン支配断念の背後には、コミューン成立後顕在化してきた市民の司教への不服従・非協力、さらに王との直接的関係に依拠して司教への従属からの離脱を宣言しようとするコミューンの姿勢が作用しているとみられる。

それではコミューンは王との関係をどのように把握しているのであろうか。仏王のTournai への旅行についてはいくつかの説があるが、ここで看過し得ないことは少なくとも特許状の賦与に際してTournai 市民自身のイニシアティヴが強く働いていたと考えられることである。Philippe Mouskès の敍述に拠れば、王がTournai を去る際に『都市の上層部(の市民)は…王を追いかけて、彼へ提供する300人の兵士と多額の金銭を約して』いる。さらにGislebert de Mons は『常に唯一の領主たる司教に仕えていた市民達は今後金銭負担においても、又王の意志に従って遠征することにおいても、王に仕えるべく服する』こととなったと記している。すなわち、市民は司教の支配を完全に離れ、王との直接的関係にその存立基盤を求め、コミューン特許状の賦与をその保障とみな

しているのである。

司教の市民に対する権限が既にかなり名目上のものとなっていたTournai において、王によるコミューンの確認は、市民にとって従来の都市 支配機構から独立し、その地位確立の新しい時代を画するものであった。 加えて、王の保護下にあっても、フランスの中心から遠くいわば飛地的 なTournai の地理的条件は、王の介入を阻んでおり、文字通り「自治共 和国」(Etat presque autonome)を成立させることとなったと言えよ う。しかし、1190年9月司教Evrard の死去によって、Paris のS<sup>te.</sup> Geneviève 修道院長 Etienne が後任司教に選出されたことを機に、 教会とコミューンとの対立は新たな局面を迎えることとなる。この時、 Tournai の聖堂付教会参事会(chapitre)が Paris のNotre-Dame教会 の教会参事会員 Pierre を推したのに対し、Philippe Auguste の伯父 にしてReims 大司教 Guillaume de Champagneは, 1191年フランドル 伯 Philippe d'Alsace の死によりエーノー伯Baudouin がフランドルを 取得しTournai の重要性が注目されたことから、人材としてのEtienne の選出に固執した。このような対立からEtienne が実際に敍任されたの は1192年4月になってからであるが、その後激化したコミューンと司教 の間の相克は、仲裁のために仏王の介入を引起すこととなった。この 争いの過程は、王、司教そしてコミューンの、Tournai を基盤とする重 層した関係を明らかにし、同時に12世紀末のコミューンの政治的性格を 瞥見させるものである。

この時期、Philippe Auguste の都市への関わりはおそらくバイイを通してなされたと思われるが、その活動は一般的には「王の命の橋渡し」に過ぎないとみられ、Philippe Auguste はTournai においてもコミューン特許状34条に『教会、シャトラン、アヴエ、造幣職、麦芽管理職及び周辺の貴族の権利の不可侵』を命じてはいるものの、コミューン特許状賦与が都市内の諸関係に投じる波紋、もしくは、コミューン及び司教の意図・反応にさほど深慮した形跡もない。Philippe Auguste にとってコ

ミューンとの直接的関係の成立は、旧来の司教に対する関係からは独立したものであり、1193年には依然として司教にMantes 出陣の軍役を要求しているのである。王の最初の介入は両者の対立が深刻化した1193年になされるが、王はコミューンのプレヴォ、ジュレ、エシュヴァン及び全市民に対し、『今後生じ得る事態において、余の友にして臣下たるTournai 司教に対し、安寧と忠誠を誓うことを命じ』た。しかしこの時も王は関係者の相互処理に期待し直接的干渉を行ったわけではない。王が教会の要請に応えて積極的に介入したのは1196年になってからであり、二度にわたってArras 司教 Pierreと Lille のシャトランJean を事情聴取のためにTournai に派遣するに至った。

これらの使節の報告は、両者の争点を明らかにしているが、まず司教及び教会参事会のコミューンに対する非難点として次の点を挙げている。(1)王の許可なくして《regalia》に属する教会財産が市民へ譲渡されもしくはサンス貢納地として出されていること、(2)コミューンが司教の隷属民にタイユ・誅求を課していること、(3)教会参事会保有の家屋・水車の市民による破壊、(4)市民独自の度量衡の採用、(5)聖マリア衆以外からのエシュヴァンの選出、(6)民事・殺人以外の刑事事件に関して、教会に属する犯罪人のコミューンによる裁判、等。これに対し、コミューンは、教会関係者の財産は、市民の財産と同様に諸税が課さるべきことを訴えている。以上のことからすると、この争いを惹起した要因は主としてコミューンの側、すなわちコミューンがコミューン特許状に規定されていない権利を行使し、もしくは特許状の内容を教会の枠をこえて拡大適用し、教会の権限・財産を侵犯していることにあるとみられる。

この調停は、コミューンがコミューン特許状の呈示を頑強に拒んだことから難行したが、Reims 大司教はTournai 市に聖務停止を課し、市民は最終的に譲歩を余儀なくされた。その際の条件として、同大司教は、Soissons、Noyon、Beauvais、Laon、Amiens、Senlisの六都市の慣習法の中から、『当該都市において、コミューンと教会関係者の間で守ら

るべき慣習法を呈示する』ことを求め、コミューンはSenlisの法を選んでいる。この選択の理由は、他の五都市の法が教会・コミューン関係についての積極的条項を持たないのに対し、Senlisのそれは、聖職者と市民の間の土地売買、裁判管轄権に関する具体的規定を含んでいると共に、1177年司教がコミューンとの間に都市の諸権利についての協約を結んでいるということにあろう。しかし、Senlisの特許状の内容がそのままTournaiに適用されたわけではない。1200年Senlisの教会参事会が Tournai の教会参事会に送った法によると、そこでは聖職者の土地売買、教会又は聖職者に属するサンスの保障について規定している。その中で、俗人が聖職者に債務を負った場合の係争は聖職者の意志で司教又はその他の者に訴えることができ、逆の場合は司教・教会関係者の裁判に属すること、又、債務者もしくは犯罪人は教会参事会の家屋内では逮捕されず担保も差押えられないこと、刑事事件についても『教会又は聖職者の 土地においては、窃盗、流血、法廷決闘について全ての裁判はその場に属すべし』とされ、教会のアジール権が認められているのである。

コミューン特許状の賦与は都市内の既存の諸関係に微妙な変化を与えた。Tournai 市民はNoyon からの司教座分離を機にコミューンを結成し、コミューンの権限は事実上都市行政全般にわたっていたのであるが、12世紀末コミューンは、王との直接的関係に依拠して形式的にも都市内の従来の支配関係から切離された、王にのみ服する存在たろうと志向している。司教はこのような事態を当初黙認し、王とコミューンの関係についても傍観者的立場をとっていたとみられるが、その後両者の対立が表面化した原因は、コミューンが教会独自の権限を更に大きく侵犯するに及んだことにあった。一方王は、コミューンの既得の諸権利を認めたのであるが、王にとってコミューンとの直接的関係の成立は、都市内の勢力競合の中で専らコミューンの側にたつことを意味しているわけではない。むしろそれは、司教とコミューンの従来の均衡関係の公認、司教の都市支配の枠内でのコミューンの安定した地位の容認にとどまっている。

既存支配機構の温存という前提にたって、王は司教とコミューン双方との緊密な結合の確立を画索し、両者の対立によって教会の権限が侵犯され、都市内の権力関係が変化することへは頑強な抵抗と強行な処置をもって臨んでいるのである。このような趨勢の中で、1200年Senlisから送付された規定が教会及び教会人の利益の保全を強調していたことは否めない。特に教会のアジール権の承認によって、1188年コミューン特許状25条は1211年には廃棄されることとなる。が一方、市民間で進行する経済的利害については全く介入せず、聖マリア衆以外からのエシュヴァン選出も結果的には不間に付されることとなった。この点に、次章で触れるような聖マリア衆を含む市民層の勢力が一つの段階に達したことが深く関わっていると思われる。

#### Ⅲ 12世紀末におけるコミューン主導層の変化

12世紀中葉においてコミューン主導層をなしたのは、保護と従属を通して司教と密接に結びついた聖マリア衆であった。しかし12世紀末のコミューンの司教からの離反は、主導層の枠や性格の変化を印象付けるものである。1211年の市政機関の改定条項の検討はこの点への一つの示唆を与えるものであろう。

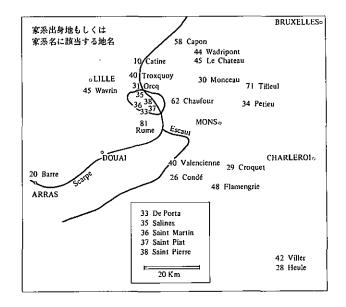
1211年に改定された29条では従来の終身制に代って市政官の任期一年制が規定されると共に、新たに《electores》及び《inspectores》が出現している。この変化の時期を示すのは《electores》の出現時期であるが、その史料上の初出は1197年コミューンがフランドル伯と結んだ休戦協定においてであり、更に1198年、1199年にコミューンが  $S^t$ - Martin 及び  $S^t$ -Nicolas-des-Près両修道院へ出した文書には各々30人の《electores》が名を連ねている。すなわち前章で述べた教会とコミューンとの争いが激化した時期には、おそらく上記の市政機関についての変化が生じていたと考えられる。付言すると、この《electores》、《inspectores》の任務・性格について詳細に判明するのは13世紀後半の史料においてであり。そ

こでは毎年聖ルスの祭日(12月3日)に『都市の全名士』《tous les chefs-d'hôtel hérités de la ville》は彼らのうちから、Notre-Dame、S<sup>t.</sup> Piat、S<sup>t.</sup> Pierre、S<sup>t.</sup> Quentin、S<sup>t.</sup> Jacques、S<sup>t.</sup> Brice の各教区毎の定数に従って、30人の《éswardeurs》(=《inspectores》)を選び、更にこれらの《éswardeurs》は《electores》として各教区から30人のジュレ及び14人のエシュヴァン(エスコー左岸7人、右岸7人)を選んでいる。従って第29条の《inspectores》と《electores》は同一者と見做し得るものである。

このような市政役職者の増加,任期一年の選挙制の導入は,聖マリア衆という閉鎖的集団に限定されない多くの市民に市政を解放するものである。更にその後のコミューンの市政機関の変遷を見ると,拡大の傾向はますます強くなり,1212年には王は300人の市民が『Tournaiにおける平和を保持し,余(王)の権利を守る為に』Tournaiの人々によって選ばれることを認めており。1227年には,《prepositi》、《jurati》、《inspectores》、《scabini》と並んで30人の《majores》のグループの出現がみられる。すなわち,12世紀末以来コミューンは広範囲の市民を組織の中に包含し,同時に機構を強化・拡大する方向を強めていっているのである。そしてこの変化の重要な要因の一つが,先の1196年の報告書において,司教が『エシュヴァンが本来聖マリア衆から選出されるべきものであるのにもかかわらず,市民の恣意によって選ばれている。』と訴えているように、聖マリア衆の枠外の多数の住民層の市政への関わりにあったと考えられよう。

そこでこの時期の市政役職者の出自を知る為に、St. Martin及び St. Nicolas-des-Près両修道院、Tournaiのシャトランの文書等に出現するコミューンの役職者の家系を抽出すると、その数は90家系に上る。この表からみると、まずコミューン成立時頃すなわち12世紀中葉までに出現しているのは、Albus、De Helda、De Orcha、De Salines、De Sancto Martino、De Sancto Petro、De Sancto Piato、De Super Scaldi-

na, De Vinea, Graniargentus, Le Capuiseaux, Le Saluage, Segebuede, Sotieの14家系である。彼らの中で地名の類推又はその系譜の検討から出身地域が明らかになるのが7家系,うちAlbusはLaon, De Orcha, De Salines, De Sancto Martino, De Sancto Petro, De Super Scaldina, De VineaはTournai 周辺から出ていると思われる。そしてこの中で当時最も多く市政官を出したDe Orcha, De Sancto Petro, De Salines, De Sancto Piato, De Vineaは12世紀末においても常にその役職を保持し、特に最後の4家系は群を抜いている。ところで1190年代に至ると、判明する市政官の名は急増する。これは先述の1198年と1199年におけるSt. Martin及びSt. Nicolas-des-Près 両修道院への文書にプレヴォ2人、ジュレ28人、エシュヴァン14人、選挙人30人が署名し、64家系が出ていることによるが、他の史料も併せると、この時期に初めて市政官として出現する家系名は73に上っている。この中で地名との類推から出身地域が判明するのは18家系であるが、その範囲は地図に示した如く、ほぼ現在のエーノー地方全域にわたっている。



### 1150-1210年代のコミューン役職者出身家系

年 代 家系名	1150	1160	1170	1180	1190	1200	1210
1. Abraham							s
2. Albus *	s						
3. Audent					s, e		
4. Bissole					2j		
5. Bokehort				-	3e		
6. Boroete					е		
7. Bucau		s			2e		
8. Canis					e		
9. Capiel					2p	p	
10. Catine *					2j, s		
11. Caudron					2e		
12. Clericus					j		
13. Cordeman					2e		
14. Crespiel					s		
15. Crocken *					j, s		
16. Croknus					2s		
17. Cudegon						е	
18. De Atrio					2j		
19. De Baisin					2e		
20. De Barra *					4s		s
21. De Beure		<u> </u>					2s
22. De Brules					2j		
23. De Camfaing					2j, s		
24. De Capuseur							s
25. De Clauetcamp					2s		
26. De Condato *					2j		
27. De Helda		s					
28. De Hora *					s		
29. De Croket *					s		
30. De Monticlo *					s		
31. De Orcha *	s				s		
32. De Platea					2s		
33. De Porta *					2e		

家系名 年 代	1150	1160	1170	1180	1190	1200	1210
34. De Puteo *	<u> </u>	<u> </u>			2s		
35. De Salines *	vj		s (?)		2s		
36. De Sancto Martino *	2s	$\vdash$	3 (1)		2j		
37. De Sancto Piato *	2s	s			2s	s	
38. De Sancto Petro *	8				2s	s ·	
39. De Super Scaldera *	s				2.0	-	
40. De Tronketo *					s		
41. De Valencenis *	<b></b>				2e		
42. De Viller *					2j	-	
43. De Vinea *	s	s			2j, 4e		<u> </u>
44. De Waudripont *	3					j	
45. De Wavrin *					2s	S	
46. Del Casteler					2j, 2e		
47. Faber					2s, 2e		
48. Flamangus*					s, 2e	S	
49. Folvisage					3, 20 2j	-	
50. Galet				'	2j 2e		
51. Gernon					2e		
52. Gormin							
53. Graniargentus	:				2j	_	
54. Le Blanc	vj				n:		
					2j		
55. Le Borgne					\$		
56. Le Bure					2s		
57. Le Cambier					2e		
58. Le Capon *					2j		
59. Le Capuiseaux		S					
60. Le Cat					e		
61. Le Chien		!			j		
62. Le Caufournier *						S	
63. Le Cebroce					е		
64. Le Fol					2e		
65. Le Fort					2s		
66. Le Godelent					2j		

	年 代	1			1100	4400		
家系名		1150	1160	1170	1180	1190	1200	1210
67. Le Justicie						3j, 3e	p	
68. Le Pescheur							s	
69. Le Saluage	-					2j		
70. Le Tendeur						2e		
71. Le Tiulier *			}				s	
72. Lekebroke	_					е		
73. Lesquirnel	<del></del>					2e		
74. Lopart						2e		
75. Maugus		T				2s		
76. Moderlin						s		
77. Pance de Boc						2j		
78. Piet de Lieure						2e		
79. Regon						2s		
80. Rasoir						2p	p	
81. Rufus *?						2j	j	
82. Scabinus						е		
83. Segebuede		<u> </u>		s		2j		
84. Sotie			s					2s
85. Strabones		νj	<u> </u>			2e		
86. Suret						2j		
87. Taket *						2e		
88. Wambe	<del>-</del>					2j, 2e		
89. Watelet						2j		
90. Wisse						2j		<u> </u>

s: scabinus (échevin) p: prepositus (prévôt)

j: juratus (juré)

e: elector (electeur) vj: verus juratus (voir-juré)

\* 出身地域が推定される家系

以上のことからすると、12世紀末までのコミューンの主導グループは 出現時期及び地域について大きく二つに分けて考えることができる。最 初のグループについては既稿で詳論したところであるが、聖マリア衆に

して都市の封建的支配機構の中に強く組込まれていた旧来の都市貴族家 系は、12世紀末に至っても一貫してコミューンの主導者としての地位を 占め続けている。一方新しい層についてはどうか。もちろん一般的には 12世紀後半Tournaiにおいては、教区の増加、城壁の拡大、農村からの 人口流入というような人口増加を示す事実が指摘される。筆者はこのグ ループの個々の家系のコミューン参加過程を明確に示す史料を現時点で は十分に検出し得ていないが故にそれは今後の検討に譲るが、一つのヒン トとして次のことが言えよう。既に1130年以来、聖マリア衆以外の層が 商業を基盤として聖マリア衆と結合し、商人ギルド「聖クリストフ団。 (Charité St. Christophe) がコミューンの都市防衛及び財政機関に転化 していることについては先稿で触れた。地図にみられるように、多くの 家系がエスコー河、スカルプ河で結ばれる商業路線上の地名と一致し、 特にTournaiと密接な商業取引関係にあったArras近隣や Valenciennes 出身者がいることは、上記の層の参加の契機がこのような在地の経済 的利害と関連していたことを窺わせる。聖クリストフ団の13世紀末の決 定によれば、『外来者』《étrangers》の加入が認められば、広範囲からの参加 が想定されている。商業利益の追求が12世紀末においてもコミューン主 導層全体の重要な関心事であったことは、先述の1197年 7月のフランド ル伯との休戦協定において、コミューンが、市民が全フランドルを商業 取引のために通行することを認める条件で、仏王への軍役を履行しない ことを約束していることからも推察されよう。もちろんコミューンのメ ンバーの共通利害については、Senlisから送付された慣習法が強調して いるように、この時期の土地・不動産所有関係の展開は、商業の促進的 役割と絡めて究明されねばならない。De Vineaといった旧都市貴族家 系が12世紀末までに婚姻関係によって土地を継受し、もしくは農民的土 地保有関係を通して司教のサンス貢納地を保有もしくは買得しているこ とについてはかって述べた。第二のグループが如何にして都市城内外の 土地所有関係に入込んだかを示す具体的史料は12世紀末に関する限り見 出し得ないが故に、13世紀以後徐々に豊富となる私署証書(chirographe) の分析が、彼らの動向についての解明の糸口として要求されること となろう。

#### V 結びにかえて

枚数の限定ということもあって、ここでは詳細な史料の検討は控えね ばならなかったが、筆者の現在的関心である13世紀都市貴族の性格解明 とも併せて以上の考察を顧みると、この時期のTournaiのコミューンに ついて次の点が強調されるのではあるまいか。

Tournaiの特殊な地理的・政治的条件の交錯の中で成立した王とコミ ューンの封建関係も,両者の認識・位置付けにおいては必ずしも合致し たものではない。コミューンが王への直属を司教の支配からの完全な独 立へと結びつけたのに対し、王は既存のコミューン勢力を認め利用しつ つも、自らとの関係が都市内におけるコミューンの位置の再強化に繋が ることを警戒し、直轄領にして王に忠実な都市の司教の権利保全に強い 姿勢で臨んでいるのである。封建社会再編成過程における, 王のこの過 渡的ともみえる都市への対応はBouvinesの戦い以後コミューンに代って bonnes villesを重視していく王の都市政策の転換を暗示していよう。 この王の姿勢は12世紀末コミューンに譲歩を強いることになるが、なお かつ王との直接的関係,コミューン資格の取得は,司教に市民の従属を 断念させコミューンの勢力を強化する為の羞実な素地となっているので あり、コミューンは13世紀を通して都市内他勢力への優位性を確立し、 その領域を拡大していっているのである。

《electores》、《inspectores》の設置,任期一年制の導入は,Tournai 近隣及び周辺農村出身者の勢力拡大と相俟って進行し、より広い範囲の 市民層をコミューン市政機関に包摂することとなった。これらの層と旧 都市貴族との関係をみると、聖マリア衆自身、他の住民層が彼ら独自の 特権を享受することに抵抗した痕跡は全くみられず、むしろそのグルー

プと結びついて従来の特権を超えた要求を追求し、コミューンのメンバーの資格において司教と対峙しているのである。そして13世紀初には明確に『家系』(《parentelae》, lignages》の語が出現し、これらの層は下層市民(le Commun)を排除する形で、その勢力を絶項期へと導いていくこととなる。もちろんこれらのグループが12世紀末の短期間に完全に同質化していったわけではない。13世紀における多面的性格をもつ家系の出現を顧みるならば、新しい層の市政への参加過程、異なる系譜をもつ家系の重層・融合関係についての詳細な究明が必要とされよう。この場合に、コミューンの最重要家系にして造幣職・麦芽管理職を掌握していたDe Vinea家が、その後もコミューン内に強力な位置を確保しつつ、他方でシャトラン家系Mortagne家、アヴエ家系D'Avesnes家といった封建的有力者層と密接に結合し、さらにこれらの家系とFlamangus(表n°48)といった農村出身家系が複雑に絡みあって、土地所有・商業に確実な基盤を築いていった例は、重要な検討素材となるであろう。

12世紀末のコミューン市政の"démocratique"と形容される変化は、旧来の都市貴族と、多様な系譜をもつ有力市民層の結合による、より強固な都市貴族支配に向けての第一歩とみなし得るのであって、12世紀末の司教との対立もこの過程で熾烈化してきたと言えよう。いずれにせよ、この時期の都市貴族研究が、いかなる局面からであれ、Tournaiの都市の枠を超えた地域的拡がりの中で展開する諸連紫の究明を要請されることを最後に指摘してこの稿を終えることとする。

(1979年7月25日)

- (1) 拙稿「中世北フランスのコミューンとカペー王権 中世都市の「封建」的性格に 関する一試論---(『西洋史学』第89号、1973年)。
- (2) H. Pirenne, Les anciennes démocraties des Pays-Bas, dans H. Pirenne, Les villes et les institutions urbaines, t. I. Paris-Bruxelles, 1939, p. 220; R. Byl, Les institutions scabinales dans le duché de Brabant (des origines à la fin du XVe siècle), Paris et Bruxelles, 1965, p. 69.
- (3) 拙稿「12世紀中葉におけるTournai のコミューン慣習法」(国際基督教大学「社 会科学ジャーナル」16号、1978年)。
- (4) Recueil des actes de Philippe Auguste, roi de France, t. I, pub. par H.-F. Delaborde, Paris, 1916, no. 224, pp. 268-74.
- (5) Ibid., t. II, pub. par J. Monicat et J. Boussard, Paris, 1966, no. 1176, pp. 272-7.
- (6) 

  ≪ Propter hoc autem quocienscumque servientes communiarum nostrarum in nostrum mittemus servicium, homines Tornacenses mittent in nostrum servicium trecentos pedites bene armatos..., si vero versus Aroasiam cum exercitu venerimus nos vel successores nostri, communia tota Tornacensis usque ad eundem locum, vel usque ad eque remotum locum circa Tornacum, nobis occurere debet.... Et hoc servicium nobis faciendo homines Tornacenses quieti erunt et liberi ab omnibus aliis consuetudinibus a nobis et ab heredibus nostris regibus Francie, .... ≫
- (7) 

  ≪ Preterea eisdem hominibus concessimus ut campanam habeant in civitate, in loco ydoneo, ad pulsandum ad voluntatem eorum pro negociis ville. ≥
- (8) P. Rolland, Les origines de la commune de Tournai, Bruxelles, 1931, p. 237.
- (9) 

  ≪ In communia Tornacensi haberi debent triginta jurati, de quibus duo erunt prepositi, et cum unus vel duo vel plures ex illis triginta decesserint, in eadem parrochia in qua ille qui mortuus est assumptus fuerit, per eosdem electores qui eum elegerint alius in locum eius idoneus eligetur, et singulis annis in festo sante Lucie eligentur novi inspectores, novi prepositi, novi jurati et novi scabini. ≥
- (IO) 前掲拙稿「12世紀中葉におけるTournai」, 167頁。
- (11) Ex Philippe Mousket Historia regum Francorum, MGHS., t. XXVI, vers 168 ss.
- (12) Stephani abbatis S. Genovere Parisiensis, episcopi Tornacensis

- Epistolae, MGHS., t. I, no. 239.
- (13) 

  ≪ si comme li veskes d'ançois,/et de vous et des autres rois/qui g'en sierc à X cevaliers/quant besoins leur est et mestiers. 

  → (Philippe Mouskèt, op. cit., vers 19304-7)
- (14) Louis VI le Gros. Annales de sa vie et de son règne (1081-1137), avec une Introduction historique, par Ach. Luchaire, Paris, 1890, p. 124.
- 15) Philippe Mouskès, Chronicon de episcopis Tornacensibus, dans Chroniques de Philippe de Mouskès, éd. par De Reifenberg, 2 vol., Bruxelles, 1836-38, t. I, p. 536.
- (16) A. D'Herbomez, "Le voyage de Philippe Auguste à Tournay en 1187", Revue de Questions Historiques, 1891, p. 605.
- (17) Ex Philippe Mousket Historia., vers 19312.
- (18) Ibid., vers 19309-19312.
- (19) P. Rolland, op. cit., p. 230.
- 20) Ch. Duvivier, "La commune de Tournai de 1187 à 1211", Bulletin de l'Académie Royale de Belgique, 1901, p. 594; A. Durton, "Tournai sous le gouvernement des évêques", Revue Tournaisienne, 1912, p. 54.
- 21) 例えば D'Herbomez は半ば独立した地域としてのTournaisis を王が戦略拠点にしようとしたと考え(A.D'Herbomez, op.cit.,p.593), P.Rolland もこれを支持している(P.Rolland, op.cit.,p.227)。
- ②22 ≪ Et li haut home de la vile,/Ki se douterent de sa gille,/sivirent le roi, si reprisent,/A trois cens siergans qu'il i misent,/Et s'eut de leur deniers grans pars > (Philippe Mousket, op. cit., vers 19316-19320).
- ② ≪ Cives, qui semper soli episcopo, domino suo, servierant, tunc voluntati domino regis ita subditi fuerunt, quod postea ipsi regi et in pecunia danda et in suis expeditionibus ac voluntatem suam servirent ≫ (La chronique de Gislebert de Mons, p. 204).
- (24) 例えば Etienne は Reims 大司教に対し、『この世には常に不平を言う三つの報と、平穏にしていないものがおります。すなわち傲慢な田舎者のコミューン(Communia rusticorum dominantium)、井戸端会議好きの女達、鳴き喚くブタの群、意見のまとまらない参事会員。…願わくば最初と最後のものから救いたまえ』(Stephani Epistolae, no 295) とコミューンへの憎悪をあからさまにしている。
- 25) A. D'Herbomez, "Philippe le Bel et Tournaisiens", Bulletin de la Commission Royale d'Histoire, t. III, p. 55.
- 26) Stephani Epistolae., no. 239.
- 27) Gallia Christiana in provincias ecclesiasticas distributa, Paris, 1715-

- 1865, t. **II**, *Instrumentum*, col. 48.
- 28 A. Wauters, De l'origine et des premiers développements des libertés communales en Belgique, dans le Nord de la France, etc. Preuves, Bruxelles, 1869, Imp. anas. Bruxelles, 1968, p. 260.
- (29) Ibid., pp. 260-3.
- (30) Gallia Christiana., t. III, Instrumentum, col. 48-9.
- 31) F. Flammermont, Histoire des institutions municipales de Senlis, Paris, 1881, P. J., nos. II, VI et VII.
- 32) Ordonnances des rois de France de la troisième race, t. IX, p. 283.
- (33) 拙稿「西欧中世都市貴族の性格に関する一試論 ツールネイの聖マリア衆 」 (『社会経済史学』第44巻第三号)。
- (34) Martène et Durand, Thesaurus, etc., t. I, col. 664 ssq.
- I. Vos "Cartulaire de l'abbaye de S. Nicolas-des-Près (S. Médard)", Mémoire de la Société historique et littéraire de Tournai, t. XII, 1873, no. 64; A. D'Herbomez, Cartulaire de l'abbaye de S. Martin de Tournai, 2 vol., Bruxelles, 1895, no. 173.
- 36 例えば1371年の都市法には ≪ Chacun an à certain jour tous les chefs d'hôtel hérités de la ville s'assembleront en la halle du conseil, eliront trente prud'hommes appelés eswardeurs.... ≫ (Archives de Ville de Tournai, cité par P. Rolland, op. cit., p. 242, n. 2).
- (37) Recueil des actes de Philippe Auguste, t. II, no. 1229.
- (38) A. Wauters, op. cit., Preuves, pp. 100-101.
- (39) Ibid., p. 262.
- 40 J. Vos, op. cit.; A. D'Herbomez, op. cit.; Id., "Chartes des châtelains de Tournai", Mémoires de la Société historique et littéraire de Tournai, t. XXV, 1895.
- 側)エスコー左岸のSalines区には1153 7年にSt Jacques 教会が,右岸には1153 1213年にChaufours区のSt Jean教会が建立されている。
- (42) 拙稿「12世紀中葉におけるTournai」165頁; P.Rolland, op.cit., pp.136-7.
- (43) 拙稿「西欧中世都市貴族」第3章注(20)。
- (44) 拙稿「12世紀中葉におけるTournai」174 頁。
- 45 聖クリストフ団の人会について13世紀末には ≪ Et que la charité n'amenrisse pour bourgeois que on requelle, qu'il ne pait se Caritet ausi comme estrangnes. ➤ (Archives de la ville de Tournai, cité par P. Rolland, op. cit., p. 139) とされている。
- 46 ≪ Tres parentelas, videlicet inter illos de Sancto Piato, de Porta et de Salinis. ≫ (Archives de ville de Tournai, 8 mars 1228, chartrier no. 16, cité par P. Rolland, op. cit., p. 220, n. 2).
- (47) M.-A. Arnould, "Naissance d'un toponyme: La Flamengrie"

Bulletin de la Commission royale de Toponyme & Dialectologie, X1 VII, 1973; Id., "Le Domaine de Roubais, berceau de la Flamengrie et de La Chapelle-en-Thiérache", Mémoires de l'Année 1976 de La Féderation des Sociétés d'histoire et d'archéologie de l'Aisne.

(48) H. Pirenne, op. cit., p. 215.

# THE COMMUNE OF TOURNAI UNDER THE REIGN OF PHILIPPE AUGUSTE (1180 – 1123)

≪ Summary ≫

Keiko Mizuno

In this paper, I have attempted to analyze the characteristic features of the commune from the enthronement of Philippe Auguste (1180) to the battle of Bouvines (1214) in which Philippe obtained the assistance of some communal militia. I focussed on the communal charter of Tournai, most of which I introduced in my preceding work. During that period many northern French communes, having a direct relation with the king of France, were organized into the feudal system as collective feudatory (seigneurie collective). On the other hand these communes established more stable institutions by adopting an annual election of the officers and creating new offices (for example, electores and inspectores at Tournai).

At first, I examined the articles revised in or abolished from the communal charter of Tournai of 1211. Based on this analysis, I have tried to understand the changes of relation between the commune and the feudal governing class (particularly the King of France and the bishop of Tournai) and moreover the changing character of the communal officers, in particular from where they came.

In conclusion, I have drawn the following points. Considered from the king's point of view, his direct relation with the commune did not necessarily signify assisting the commune in its struggles against the town lord and his officials. He persisted always to respect the existing relations in the town, in particular to maintain the privileges of the bishop. Next, the new group of inhabitants who came from the surrounding rural areas of Tournai participated in the communal government, together

with the ancient patriciate called "Hommes de Sainte Marie". The coexistence or the fusion of the families of the two groups strengthened the opposition of the commune against the town lord at the end of the twelfth century and also the government of patriciate in the thirteenth century.